

はじめに

1 大学の自己点検・評価を行った経緯とその編集体制

大学は、本来あるべき大学として求められる教育・研究および施設面における適切な水準を維持するとともに、大学自らが掲げる理念・目的の実現に向けて、その組織・活動を絶えず自己点検し、自己評価し、その充実と向上に努めることが重要である。

関東学園大学は、平成3年6月3日「大学設置基準」の改正以来、同基準第2項の「自己点検・評価」条項について一部教職員が研究を開始した。平成4年夏以来、学長を議長として大学評議会及び基本事項検討委員会（案）（細部については(2)で述べる。）の委員により平成5年3月までに延べ6回の検討会を重ねた。この検討会の結果、大学として具体的に自己点検・評価を、何をどのようにして行うかについて成果が得られなかった。しかし、一部の教職員に対する自己点検・評価の概要についての啓蒙の効果は得られた。

平成5年4月から平成6年3月頃まで、法学研究科設置申請の諸作業が開始され、主要教職員が関連作業に忙殺されたため、理事会との調整の上、学長の総合的判断として自己点検・評価についての大学内作業は一時中断された。

平成6年4月、大学学長をはじめ主要役職教員の陣容が一新され、同年10月から大学内の第三者的な自己点検・評価の機能を日常的にビルト・インし、かつ大学全般の運営事項についての企画・調整・実施にわたり、Plan・Do・See を包括し総合的執行機能を持つ学長主催会議（細部については(2)で述べる。）により、自己点検・評価の関連事項についても幅広く多くの改革、改善が推進された。

これは他大学等での実施状況に鑑み、自己点検・評価の概念が現状の点検・評価を主目的とした改善・改革に向けた問題点の指摘に留まり、改善・改革の実行自体は別の主題とされている傾向があること、本学は小規模大学であり、現在ある学務等の諸役員の上に屋上屋を重ねて自己点検・評価の役員を作り運営することは時間と経費の無駄であり、かつ成果も期待できないとの理由に基づく判断によるものであった。

平成13年4月、これまでの自己点検・評価に関する日常的な実施体制を追認する形で「関東学園大学自己点検・評価規程」を制定し、「自己点検・評価基本構想委員会」、「全学自己点検・評価実施機関」、「グループ別自己点検・評価機関」の体制をとり、自己点検・評価実施規程により点検・評価、改善の実施にあたっている。

これまで自己点検・評価報告書を作成、公表していなかった。今回初めて「関東学園大学の現状と課題（案）（関東学園大学自己点検・評価報告書案）」は、平成6年10月から今日までの学長主催会議を中心とする大学の自己点検・評価と改善・改革の軌跡を整理するものである。

「自己点検・評価基本構想委員会」の指示により、「全学自己点検・評価実施機関」のタスク・チームとして、副学長が編纂監理者となり、編纂審査、編纂実務（経済学部・法学部教員各1名、事務職2名）、編纂資料提供（各学部、研究科、各課室等の個別グループ）の区分により、これまでの自己点検・評価、改善等の実施について個別グループからの報告書の提出に基づき起案、編纂、監修された報告書（平成15年3月末日に至る近年の状況を対象）である。報告書の記載要領は、大学基準協会編「大学評価マニュアル（改訂版）」の「点検・報告書」（様式例）になった。

2 大学のこれまでの自己点検・評価をめぐる経緯

(1) 平成3年夏から平成6年3月までの活動

平成3年6月3日「大学設置基準」に、自己点検・評価条項が盛り込まれる改正が行われて以降平成4年夏ごろまで、本学の一部の教職員が自己点検・評価関連事項について参考資料の収集、他大学の取り組み状況の調査、同主題についての私大連主催研修会への参加等を行った。

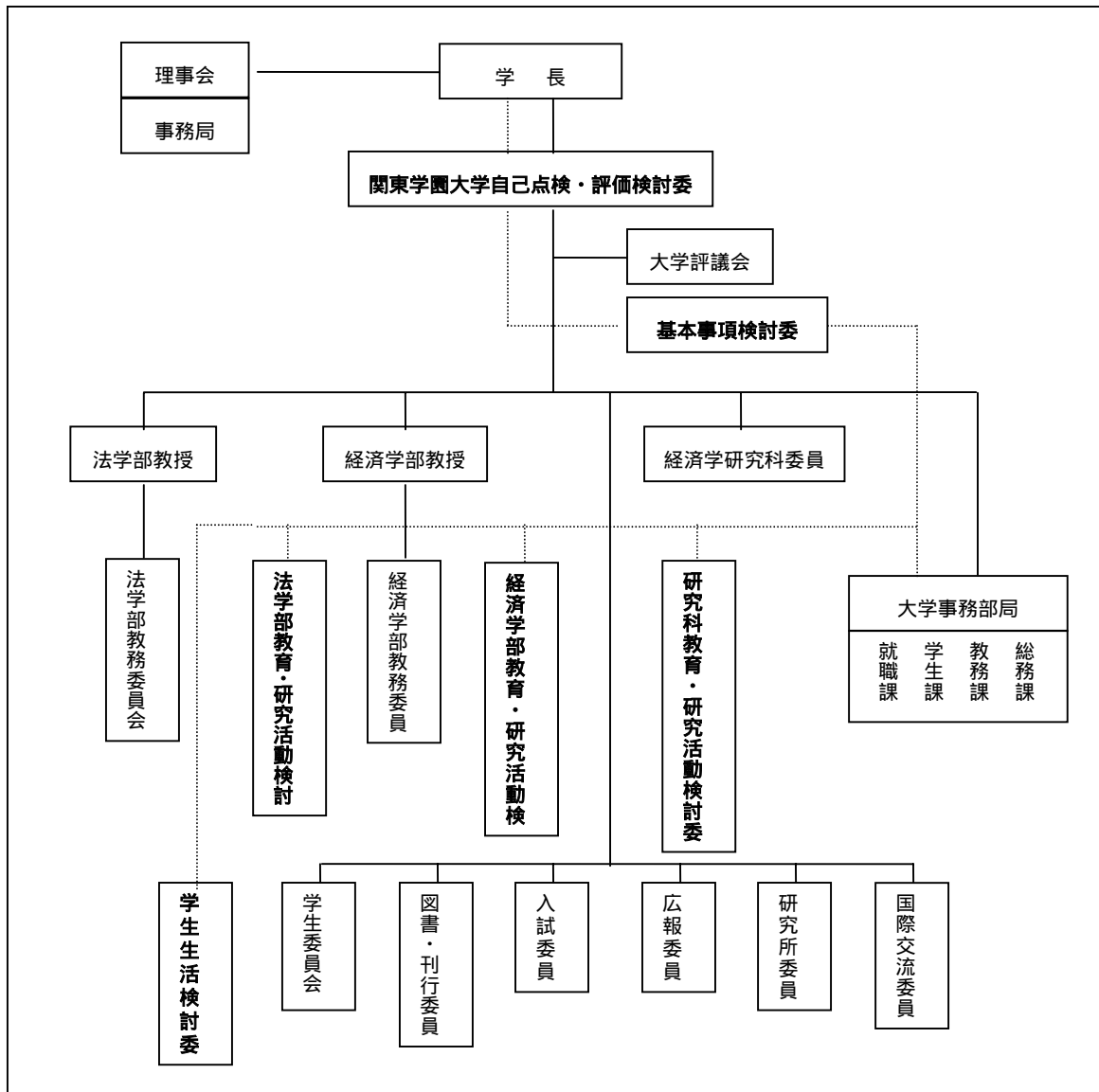
平成4年9月16日（水）を初回として平成5年3月までに延べ6回の「大学評議会及び基本事項検討委員会（案）」が行われ、大学の自己点検・評価についての対象項目及び実施体制などの検討を行った。

これまで両学部にまたがる重要問題を検討する既存の組織がなかったため、自己点検・評価に関する組織、実施についての検討を開始するに際し、将来、両学部において自己点検・評価を実施する際の推進の中心としての貢献を念頭に置き、大学の重要問題を検討する組織としての大学評議会メンバーとそれぞれ両学部の役職にある教員および教務委員会等の重要な委員会の委員を網羅するメンバーを考慮し、「大学評議会および基本事項検討委員会（案）」と名づけた検討のための組織を仮に設置した。

自己点検・評価に関する組織の構想は、次に示す構想であった。

自己点検・評価の組織	評議会 代表教員	経済学部 代表教員	法学部 代表教員	一般教育等教員			事務職員
				一般教	外国語	保健体育	
基本事項検討委員会	1名	5名	3名	経・一般教 1名 法・一般教 1名			2名
大学院 教育研究検討委員会	2名	1名					1名
経済学部 教育研究検討委員会		経済2名 経営2名		1名	1名	1名	1名
法学部 教育研究検討委員会			4名	1名	1名	1名	2名
学生生活 検討委員会		2名	2名				2名

平成4年当時の自己点検・評価に関する仮組織構想案の概要



平成 4 年夏から、平成 5 年 3 月にいたる期間の「大学評議会および基本事項検討委「関東学園大学自己点検・評価検討委員会（案）」は、平成 4 年に 4 回、平成 5 年に 2 回開催された。主要議題は、自己点検・評価についての組織・規程、教育・研究の問題点等であった

平成 5 年 4 月から平成 6 年 3 月頃まで、法学研究科設置申請の諸作業が開始され、主要教職員が関連作業に忙殺されたため、理事会との調整の上、学長の総合的判断として自己点検・評価についての大学内作業は一時中断された。

中断にいたった原因としては、次の要因があげられる。

ア 本学の自己点検・評価について、当時の本学の現状に見合った目的の内容について絞りきれず、検討委員間の問題についての認識の擦りあわせが不十分であったこと、かつ現状に見合い、かつ主要役職の教職員が、時宜を得た、具体的かつ適切な計画(Plan) 実行(Do) 反省(See) を立案、実施するためのリーダーシップを発揮できなかったこと。

イ 本学は、昭和 51 年 4 月開学以降約 15 年の年月の中で、教育・研究活動、教員の執務慣行、学生募集・広報、入学試験、主要学内行事、就職支援等についての改善が必要な諸問題に対する重要性を、一部の教職員は認識してはいたが、

- ・ 諸問題に対する現状認識の整理
- ・ 改善計画の立案及び実施
- ・ 上記についての反省及び修正計画の立案実施

の Plan・Do・See を適切に実施しうる組織力(大学内のリーダーシップ、 学内主要組織、事務組織) と意思とを欠いていた。

ウ 特に事務支援部門では通常の学内諸行事の遂行で手一杯であり、法学研究科申請事務準備等の作業が附加されるにいたり、高度の識見を必要とする大学の自己点検・評価関連の支援作業に時間を割くことができなかった。

ただ、同上時期の検討委員による自己点検・評価に関する活動が問題の勉強、啓蒙に役立ったことは指摘できる。しかし、この啓蒙活動は全教職員に広まったとは言えず一部の教職員にとどまった。

(2) 平成 6 年 10 月以降の活動

平成 3 年度の大学設置基準の大綱化により、現在大学改革が進行中である。特に、進学率が上昇し、大学が大衆化する中で、本学としても理念・目的を明らかにし、発展していくことが期待されており、全学的にカリキュラム改革や教育研究の改善に取り組むことが求められている。さらに、実態がますます多様になった学生に対する教育の充実、大学入試の改善などに努めることが必要となっている。

また、学術の進展、技術革新、国際化・情報化の進展、産業構造の変化など社会が大きく変化し、問題が複雑化する中で、従来の学問分野ごとの対応では解決できない学際的な課題も生じるなど、新たな教育研究分野の開拓が必要となる一方で、専門分野の過度の分化・特化への対応も求められる。このような情勢に対し、教育研究面での不断の改革が求められる。さらに、地域社会や国際社会への貢献など大学の社会的責務も大きくなっている。これらの状況に対応していくためには、大学を構成する学内組織や個々の教職員が目的を共有し、実現に向けてそれぞれの役割を果たすとともに、大学全体が組織としてまとまり、大学をめぐる諸情勢の変化に積極的に対応できる体制を整備することが必要である。

学長主催会議の設置

平成6年春、法人理事会は、これまでの大学内の自己点検・評価の検討経過および法学研究科設置認可を受けるまでの法人事務局、大学内での作業の進め方に現れた大学としての多くの問題点が存在することを反省し、既存の各種委員会、事務組織では、情勢への迅速な対応が困難であることを厳しく認識した。その際の主要認識事項は、次のとおりである。

自己点検・評価作業の目的は、現状の認識と評価に基づく改善方向を得るにあり、改善の実行を含んではないこと。改善案が提案されても、資金、人員、制度の運用等と絡み、その実行は綿密な調整と実行の強固な意志が必要である。ややもすれば改善提案は、勤務条件がより厳しくなるとして忌避される傾向が見られる。現状において既存の委員会等の学務役職者による会合自体が開催時期の調整にすら苦慮しており、更に自己点検・評価の関係者の会合の開催を調整すること自体が困難であり、現状に見合った形で日々の大学運営と密接な形で、各種の改善の企画、実行までを効率的に実施することが可能な態様を考える必要がある。

自己点検・評価の趣旨から、学内においても極力、第三者的な視点からの点検・評価の視点を持つことが重要である。

他大学の先行事例を見ても、改善案が列挙されて終わりの状況が多く、その先の実行に結びつかないで棚上げされる傾向が多い。

理事会は、大学をめぐる諸情勢が大きく変化する中で、大学全体としてのまとまりを持ち、主体的に、かつ責任を持って、大学の理念・目的を明確にし、それを実現するための具体的方策について、組織として時宜に応じた適切な意思決定を行い、実行に移しうる、現状で可能な態勢を整える必要があるとの結論を得られた。

理事会は、上記の結論を基に、大学学長と調整の上、臨時に大学学長の意思決定の補佐機関として学長主催会議を設置し、自己点検・評価を含む重要な大学の課題について優先

順位が高くかつ実行可能な分野から諸問題の改革、改善を図ることを決定した。また、学長主催会議を制度面、運用面で固定化することを避け、同会議による諸問題解決の運用の経験、反省を基に逐次、その運用の改善を図ることとし、改善のスピードと結果を重視し、設置規程に基づく会議として固定化せずに、柔軟に運用できることを重視した。

学長主催会議の構成

議長：大学学長

参加者：

理事会：理事長、副理事長、理事（教員兼任）

大学：副学長

経済学部長、経済学科長、経営学科長

法学部長、法律学科長

検討主題に応じ出席が必要と認められる教員

事務：会議の事務担当として必要な職員

検討主題に応じ出席が必要と認められる職員

学長主催会議の任務

次の大学としての重要課題について大学学長としての意思決定を補佐し、必要に応じ、理事会・事務局との調整、教学についての全学的な調整、意思の集約・統一・決定、実施のための機関としての機能を果たすこと。

- ・大学像、将来構想等の明確化
- ・教育研究計画の基本方針
- ・教育研究組織の改編の基本方針
- ・対外関係の基本方針
- ・教員人事の基本方針
- ・大学予算の実効的な執行の基本方針
- ・その他、大学として意思決定が必要な事項

（３）学長主催会議等の開催回数

学長主催会議等（学長主催会議だけでなく、改革関連会議を含めている）の開催は次のとおりである。

平成 6 年度	10 回
平成 7 年度	18 回
平成 8 年度	19 回
平成 9 年度	6 回
平成 10 年度	7 回
平成 11 年度	23 回
平成 12 年度	23 回
平成 13 年度	24 回
平成 14 年度	13 回

(4) 改革・変革の対象事項の概要

学長主催会議等による検討の対象となり改革が試みられた事項は、詳述は各章でふれることとして、以下その項目について記す。それぞれの項目は、継続的に改革、変更等が行われているものがある。

ア 大学の管理運営に関すること

- ・学長主催会議の実施・運営
- ・学長室の設置
- ・広報課業務の充実
- ・就職課業務の充実
- ・入学式・卒業式の実施要領
- ・教育・就職懇談会実施要領の充実化
- ・フレッシュマン・キャンプの導入実施
- ・教員夜間研究棟入居基準の改革
- ・形骸化していた1・2年次クラス担任の廃止
- ・卒業時、学業優秀卒業生に対する学長賞の授与
- ・学内新管理研究棟完成に伴う施設移転方針の策定
- ・授業時間割策定時の基本方針
- ・オープン・キャンパスの実施
- ・コンサルタントへの委託
- (大学事務部局の業務分析による再編作業)
- (事務業務支援パッケージ・システムの導入準備)
- (情報基盤の設置・運用・更新、情報サービス支援)

イ 入学試験に関すること

- ・各年度毎の入試内容の改革
- ・上記に伴う入学試験問題作成に関する基本方針
- ・入試本部制度の導入
- ・入学者選抜規程の見直し

ウ 教員に関する事項

- ・特任教員審査手続の改革
- ・特任教員審査時の教育・研究業績書の書式(自己点検・評価を行う内容)
- ・休暇・離任地届の基本方針(毎年度学生夏季休暇時に書簡で注意を喚起)
- ・教員教育・研究業績書の整備

エ 教育・学務に関する事項

- ・教育・研究目的の情報基盤（学園共通）の設置と情報サービス支援の提供
- ・各役職の担当活動の活発化
- ・学生支援プログラム検討会設置に基づく教員による検討の開始
- ・県内大学単位互換協定問題
- ・募集・広報及び就職支援の活動における教員の取り組むべき分野への参加
- ・学生用ノートパソコン推奨問題

オ カリキュラム関係

- ・卒業要件単位及び条件の整理
（132 単位から経済学部 128 単位、法学部 132 単位へ）
- ・各学科専門科目グループの体系的整理
- ・基礎科目区分の導入
- ・1 年次及び 2 年次セミナーの導入（経済：フレッシュマン・セミナー 及び、
法：プロ・ゼミ）
- ・新科目、特殊講義による時代的要求の科目の導入
- ・履修オリエンテーションへの教員参加
- ・次年度専門演習オリエンテーションの充実化
- ・保健体育（必修 4 単位から必修 2 単位、選択 2 単位へ）
- ・英語教育内容の変更と必修単位数の改定
（必修 8 単位から必修 6 単位へ、UEC・native speaker による教育）
- ・コンピュータ教育内容（社会科学系大学のコンピュータ教育の目的の詰め）
- ・演習室の整備
- ・電子メールの教育利用の試み

カ 研究関係

- ・在外研究規程の見直し
- ・学術研究費審査手続きの整理及び見直し
- ・研究室什器の標準化および設置

キ 事務職員関係

特に平成 8 年 4 月からの 5 ケ年計画で大学及び附属高等学校の事務部門については、理事、事務局、各学校役職教員の一部を含む学園横断のプロジェクト推進体制の下に、専門のコンサルタントも加えタスク・チームを編成し、現状の分析・評価、改善案について学校系（学生募集・選抜、就職支援、教育支援、学生サービス支援）、法人系（購買、資産管理、会計、人事）、学園共通（情報基盤インフラ整備、同保守・運用、新システムの導入）の 3 分野の事務機能についての効率化・高度化及び情報基盤整備・同運用保守が進められた。

- ・各課重要業務の高度化・効率化目的の分析を専門家を含むタスク・チームへ委嘱
(学生募集選抜)
- (就職支援)
- (教育支援)
- (学生支援)
- (大学内情報基盤の維持運用・更新、情報サービス支援)
- ・コンサルタント助言に基づく各課業務の一部高度化・効率化
- ・事務コミュニケーションの高度化・効率化
- ・事務職員の意識改革
- ・事務組織の改編

ク 事業計画関係

- ・予算計画手続の見直し
- ・作業工数管理の導入

(5) 学則等の改正

ア 平成5年4月1日の学則改正

この時期に行われた本学の自己点検・評価についての検討は、所期の目的を果たしえなかったが、学則に自己点検・評価についての条項が、はじめて平成5年4月1日付で改正、追加された。

「 関東学園大学学則

第1条の2 本学は、教育・研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育・研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に必要な細部については、別に定める。」

「 関東学園大学大学院学則

第1条の2 大学院は、教育・研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育・研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に必要な細部については、別に定める。」

イ 平成12年4月1日の学則改正

大学設置基準の改定に伴い、次のとおり、平成12年4月1日付けで学則が改正された

(自己評価)

- 第1条の2 本学は、教育・研究水準の向上をはかり、前条の目的を達成するため、教育・研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検及び評価の結果については、学外の者による検証を行うように努めるものとする。
 - 3 点検及び評価に必要な細部については、別に定める。

(6) 平成13年4月1日の関東学園大学自己点検・評価規程の制定

学則における点検及び評価に必要な細部として、次の視点を踏まえて規程が定められた。

- ・点検及び評価の対象を教育、研究内容とその運営管理並びに事務支援の各分野とする。
- ・上記の範囲・対象・分野・項目等の具体的な細部は、別に規定する。
- ・組織として、自己点検・評価基本構想検討会、全学自己点検・評価実施機関、グループ別自己点検・評価機関を置き、その細部は別に定める。
- ・10年を周期とし、別に定める計画で実施する。
- ・結果は別に定める基準により公表し、閲覧に供する。
- ・結果の活用について、教職員の各分野での教育・研究活動の活性化に努め、教育研究水準の向上に資する。
- ・規定の改廃については、教授会及び大学評議会に諮問の上、理事会が決定する。

関東学園大学自己点検・評価規程

(目的)

第1条 関東学園大学学則及び大学院学則の定めるところにより実施する関東学園大学(以下「本学」という。)の自己点検・評価は、この規程の定めるところによる。

(範囲)

第2条 本学の自己点検・評価の対象となる範囲は、教育、研究及びその管理運営ならびに事務支援の各分野とする。

2 自己点検・評価の範囲・対象・分野・項目等の具体的な内容は、別に定める。

(組織)

第3条 本学は自己点検・評価を実施するため、次の組織を置くものとする。

- (1) 自己点検・評価基本構想検討会
- (2) 全学自己点検・評価実施機関
- (3) グループ別自己点検・評価機関

2 前項各号に定める組織の任務、構成、運営等及び同項 3 号に規定するグループ別自己点検・評価機関の種類等は、別に定める。

(基本理念の検討)

第4条 本学が自己点検・評価を実施するに際して必要となる本学の「建学の精神等」は、自己点検・評価基本構想検討会が検討の上、確認するものとする。

(実施の周期)

第5条 本学の自己点検・評価は、10 年を周期として、第 2 条に定める全ての範囲について、別に定める計画により実施するものとする。

(結果の公表)

第6条 本学の自己点検・評価の公表は、別に定める基準により公表し、または閲覧に供するものとする。

(結果の活用)

第7条 各教職員は、自己点検・評価の結果を真摯に受け止め、教育、研究及びその管理運営ならびに事務の各分野において、それぞれの活動の水準の向上と活性化に努めるものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会及び大学評議会に諮問に上、理事会が決定する。

附則 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

自己点検・評価実施組織規程

(目的)

第1条 本規程は、関東学園大学自己点検・評価規程第 3 条に定める組織の任務、構成、運営等について定める。

(自己点検・評価基本構想検討会の任務)

第2条 自己点検・評価基本構想検討会(以下「基本構想検討会」という。)は、自己点検・評価を実施するために、次の各号について基本構想を策定する。

- (1) 自己点検・評価の実施組織等の体制
- (2) 自己点検・評価の実施に関する規程
- (3) 自己点検・評価の実施の組織単位
- (4) 自己点検・評価の体系(視点・分野・項目)の設定
- (5) 自己点検・評価の実施の重点分野の設定
- (6) 自己点検・評価の取り扱い
- (7) 自己点検・評価の実施についての実施周期および年次計画
- (8) その他必要と認められた事項

2 基本構想検討会は自己点検・評価の実施体制、実施方法、評価結果の活用等について定期的に見直しを行い、自己点検・評価の制度の改善に努める。

(基本構想検討会の構成)

第3条 基本構想検討会は、次の構成員をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 学務担当理事
- (3) 学長
- (4) 各学部長、各学科長、各研究科長及び大学付置機関の長
- (5) 大学事務長および学長が指定する教職員

2 基本構想検討会に議長を置き、学長がその任にあたる。

3 基本構想検討会は、必要に応じ作業部会を設けることができる。

4 基本構想検討会の事務は、学長室が担当する。

(全学自己点検・評価実施機関の任務)

第4条 全学自己点検・評価実施機関(以下「全学評価機関」という。)は、基本構想検討会が策定した基本構想に基づき、次の内容による具体的な自己点検・評価の実施要領を作成し、全学に実施の指示を行う。

- (1) 全学的に共通な自己点検・評価のための点検・評価の視点・項目とグループ別評価機関で自己点検・評価を実施するために必要な細目の決定。
- (2) 自己点検・評価の実施スケジュールの明示

2 全学評価機関は、円滑に自己点検・評価が実施されるために、各グループ別評価機関に対して相談・指導・調整を行う。

3 全学評価機関は、各グループ別評価機関において実施した点検・評価結果を検証し、全学的な視点による総合的かつ体系的な点検・評価を加えた全学自己点検・評価報告書を作成し、理事長・学長に報告を行う。

(全学評価機関の構成)

第5条 全学評価機関は、次の構成員をもって構成する。

(1) 経済学部長及び法学部長

(2) 第8条に規定する各グループ別評価機関の長

2 全学評価機関に長を置き、学長が指定する学部長がその任にあたる。

3 全学評価機関の長は、必要に応じ、作業部会を設置することができ、また構成員以外の者の出席を求めることができる。

4 全学評価機関の事務は、学長室が担当する。

(グループ別自己点検・評価機関の種類)

第6条 グループ別自己点検・評価機関(以下「グループ別評価機関」という。)として次の機関を設ける。

(1) 経済学部自己点検・評価機関

(2) 法学部自己点検・評価機関

(3) 大学院経済学研究科自己点検・評価機関

(4) 大学院法学研究科自己点検・評価機関

(5) 松平記念経済文化研究所自己点検・評価機関

(6) 支援業務等自己点検・評価機関

・ 教務課自己点検・評価機関

・ 図書館自己点検・評価機関

・ 学生課自己点検・評価機関

・ 就職課自己点検・評価機関

・ 事務センター自己点検・評価機関

・ 総務課自己点検・評価機関

・ 広報課自己点検・評価機関

(個別グループ評価機関の任務)

第7条 個別グループ評価機関は、全学評価機関が策定した実施要領に基づき、各個別機関において点検・評価を実施し、個別評価報告書を作成して全学評価機関に報告を行う。

(個別グループ評価機関の構成)

第8条 個別グループ評価機関の構成員は、学長が指定する。

- 2 個別グループ評価機関に議長を置く。議長は、学長が指定する。
- 3 個別グループ評価機関は、必要に応じて構成員以外の出席を求めることができる。
- 4 個別グループ評価機関は、必要に応じて作業部会を設けることができる。
- 5 個別グループ評価機関の運営等は、別に定めるものとする。

(個別グループ評価機関の成立)

第9条 個別グループ評価機関は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 各個別グループ評価機関の議決は、出席構成員の過半数の合意による。

(構成員の任期)

第10条 この規定に定める各構成員の任期は、3年とし再任を妨げない。また、中途の欠員補充・交代は、前任者の残任期間とする。

- 2 作業部会の構成員の任期は、当該個別グループ評価機関において定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

関東学園大学の自己点検・評価の組織

自己点検・評価の組織

